

令和8年度（令和8年10月1日採用予定）
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項

令和8年5月15日

1 募集の目的

清水町は札幌や帯広へのアクセスが良好な「十勝の玄関口」でありながら、日高山脈を望む絶景やアクティビティが日常にあり、オンとオフを切り替えた暮らしが叶います。冬は「十勝晴れ」と呼ばれる晴天日が多く、日高山脈の影響で降雪量が比較的に少ないため、雪かきの負担が抑えられ、住みやすい環境が整っています。一方で少子高齢化や人口減少に伴い空き家が年々増加しており、適切な管理が行われていない住宅等が目立ってきています。また、利活用可能な空き家が十分に把握されておらず、その後の活用までつながっていないのが現状です。

そこでこのたび、清水町地域おこし協力隊員設置要綱（平成27年1月13日）、以下「要綱」といいます）に基づき、空き家課題の解決を担う地域おこし協力隊の募集を行います。なお、今回募集する地域おこし協力隊員は「空き家対策推進員」として活動します。

2 主な活動内容

1	空き家等の掘り起こしに係る活動 ・ 町内の空き地、空き家、空き店舗等の現地調査 ・ 空き家等のデータベースの作成 ・ 空き地・空き家バンクへの登録を促す活動 ・ 空き家相談窓口の広報 など
2	空き家等の利活用促進に係る活動 ・ 空き地・空き家バンク及び SNS 等を活用した情報発信 ・ 空き家の所有者及び利用希望者からの相談対応 ・ 空き家所有者向けセミナー等の企画、運営 ・ 地域事業者等と連携したマッチング支援 など
3	その他の活動 ・ 地域行事やコミュニティ活動への参加、地域住民との関係構築 ・ 毎月の活動報告書の提出、研修会等への参加 など

3 応募の条件

応募資格 (応募する全ての方が満たす必要があります。)	・ 三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方 ・ 採用後、生活の拠点を清水町に移すとともに清水町に住民票を異動することができる方
--------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期終了後も清水町に居住する意向のある方 ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・ 普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方 ・ パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生や地方活性化に関心がある方 ・ 空き家の利活用に関心がある方 ・ 地域住民や地域事業者等と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・ 清水町に定住してプロジェクトを継続する意思がある方 ・ 起業や就業を目指し、本町と共に意欲的に取り組む意思がある方

4 採用予定人数

1 名

5 雇用形態

空き家対策推進員は、清水町の会計年度任用職員として清水町長が任用します。

任用期間は、令和 8 年度の任用日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

なお、1 年ごとに再度任用の可否を判断し、最長 3 年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 報酬

195,800 円～249,200 円（学歴及び職歴により決定します。）

6 月、12 月に期末勤勉手当の支給があります。

7 勤務条件

勤務地	デスクは清水町役場建設課に設置予定です。
勤務時間	08:45～17:30（うち休憩 1 時間） ・ 時間外労働：原則なし
勤務日数	原則、月曜日から金曜日の週 5 日（38 時間 45 分）

休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・ イベントや研修等で休日出勤や時間外業務が発生する場合がありますが、その場合は代休もしくは時間外勤務手当を支給します。 ・ 年次有給休暇を利用することができます。 ・ 夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・ 住居は町で借り上げ、無償で貸与します。 ・ 住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・ 転居に係る旅費や経費については自己負担とします。
	活動経費	・ 活動に使用するパソコンは町が貸与します。 ・ 活動に公用車を使用できます。ただし、通勤や日常生活には自家用車をご利用ください。 ・ その他、活動に必要な消耗品費や出張費については予算の範囲内で町が負担します。
	社会保険	・ 健康保険（共済保険）加入 ・ 厚生年金保険加入 ・ 雇用保険加入 ・ 非常勤職員等公務災害補償加入
	副業	・ 可（ただし町の承認が必要）
	その他	・ 携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担とします。

8 提出書類・選考の方法

(1) 提出書類

応募時に提出

- ・ 清水町地域おこし協力隊応募用紙 ： 様式指定

最終面接時に持参

- ・ 住民票の抄本 ： 3ヶ月以内のもの
- ・ 普通自動車運転免許証の写し ： 表面・裏面
- ・ 最終学歴を証明する書類（卒業証書の写しも可とする。）

応募用紙の送付先

株式会社 LIFULL 地方創生統括部 清水町地域おこし協力隊採用事務局

メールアドレス：lm-h-shimizu@lifull.com

※件名に「清水町地域おこし協力隊応募の件」とご記載ください

※本文に「氏名」「現住所」をご記載ください

※カジュアル面談をご希望の方はその旨ご記載ください

(2) 選考方法

①カジュアル面談	<ul style="list-style-type: none">・担当者が WEB 面談を行います。・地域情報や業務内容についてご説明します。・確認事項や質問等を聞き取りいたします。
②応募受付	<ul style="list-style-type: none">・必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします。
③書類選考	<ul style="list-style-type: none">・応募書類をもとに選考を行います。・選考結果はメールでお伝えします。
④担当者面談 (WEB)	<ul style="list-style-type: none">・書類選考合格者を対象に、受入れ部署の担当者と WEB 面談を行います。
⑤おためし地域おこし協力隊 (現地)	<ul style="list-style-type: none">・選考通過者を対象に清水町にて2泊3日のおためし地域おこし協力隊を行います。(7/24~7/26 予定)・参加推奨ですが、必須ではありません。
⑥最終面接 (現地)	<ul style="list-style-type: none">・担当者面談通過者を対象に、清水町内にて面接を行います。(8月下旬予定)・日程や会場等の詳細については、選考結果を通知する際にお知らせします。・面接時には必要書類を持参または郵送いただきます。 <p>※交通費等に関しては自己負担とします。</p>
⑦最終結果の通知	<ul style="list-style-type: none">・選考終了後に、結果を文書で通知します。

(3) 応募受付期間

令和8年7月31日まで

9 任用時期

令和8年10月1日以降(町と内定者との相談のうえ決定)

10 担当課

清水町役場 企画課企画統計係

〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

TEL 0156-62-2114 (平日 8:45~17:30)